

コロナ禍前・コロナ禍・コロナ禍後における セクシュアルハラスメント相談の変化

井ノ崎敦子・後藤龍太・糸林剛志・佐藤健二
徳島大学キャンパスライフ健康支援センター

1. はじめに

2020年1月に始まったコロナ禍では感染予防対策の1つとして、直接的な対人接触が大幅に制限された。職場環境や人間関係の様式に大きな変化をもたらした。テレワークやオンライン授業が普及し、対面での交流が減少する一方で、オンライン上でのやり取りが主流となった。この制限によるものなのか、A大学のハラスメント相談窓口では、コロナ禍にはセクシュアルハラスメント相談が1件にまで減少したが、コロナ禍後には再びコロナ禍前と同程度の件数が報告されるようになった(井ノ崎他, 2025)。コロナ禍の対人接触の大幅な制限は、他者のプライバシーに関する感覚を変化させ、コロナ禍後のセクシュアルハラスメントの質に影響を与えた可能性があると考えられる。

そこで、本研究では、コロナ禍前後の相談内容の変化について検討することを目的とした。

2. 方法

(1) 対象

井ノ崎ら(2025)と同様に、A大学のハラスメント相談窓口で対応した2018年度から2024年度までのセクシュアルハラスメント対応実数20件を対象とした。なお、セクシュアルハラスメントとしての分類については、定義に沿ったセクシュアルハラスメントに加えて、条件がそろえば分類される可能性が高まるものも含んでいる。

(2) 分析方法

コロナ禍における対応実数の範囲は、井ノ崎ら(2025)と同じ2020年度から2022年度までとした。また、コロナ禍前とコロナ禍後の比較条件をそろえるために、コロナ禍前における対応実数の範囲を2018年度と2019年度の2年間とし、コロ

ナ禍後における対応実数の範囲を2023年度と2024年度の2年間とした。

コロナ禍前とコロナ禍後の相談記録19件のうち、相談記録が残されており、かつセクシュアルハラスメントの内容についての記載がある、コロナ禍前の8件及びコロナ禍後の9件を分析対象とした。それらの17件について質的分析ソフトウェアMAXQDAを用いてコーディングを行った。コーディングでは、佐藤(2008)を参考に、①被害内容、②加害・被害の関係性、③相談者の感情表出、及び④要望に注目してコーディングを行った。最後に、類似内容を統合してメインカテゴリーを作成し、コロナ禍前とコロナ禍後の違いを比較した。

3. 結果

(1) 相談者の特徴

コロナ禍前は、学生による相談が7件、職員による相談が1件、コロナ禍後は、学生による相談が8件、職員による相談が1件であり、学生と職員の比率に差は見られなかった。また、コロナ禍前は、女性からの相談のみであったのに対し、コロナ禍後は、複数での相談においてであるが、男性からの相談も見られた。

(2) コーディングの結果

結果については表に示した。

被害内容については、コロナ禍前よりもコロナ禍後に「頭をなでる」などの身体接触が減少したのに対し、「スタイルがいい」などの性的言動に変化はなかった。

加害・被害の関係性については、コロナ禍前に比べてコロナ禍後のほうが優位な立場にある男性が行為者であることが多くみられた。

また、「もやもや」や「恐怖」などの相談者の感情表出については、コロナ禍前のほうがコロナ禍後よりも感情表出が多く見られた。

要望については、コロナ禍前は、「ことを荒げたくない」「注意喚起をお願いしたい」など、便な解決を求める要望が目立ち、行為者を直接追及する要望は見られなかった。しかし、コロナ禍後は、「人権委員会による調査」や「謝罪文の提出」など、行為者への直接追及を求める要望が見られるようになった。

表 コロナ禍前とコロナ禍後の比較

	コロナ禍前	コロナ禍後
身体接触	5	2
性的言動	8	7
上位男性	5	9
感情表出	5	2
穏便な解決	5	2
行為者追及	0	4

4. 考察

コロナ禍前と比べてコロナ禍後に直接的被害が減少したのは、コロナ禍での感染予防対策としてのソーシャルディスタンスの維持が、感染予防以外でも、他者との間で安心できる物理的距離を保つことへの意識が高まったことが背景の1つとして考えられる。もう1つは、2023年の刑法改正による性犯罪の規定が変更されたことが背景にあると考えられる。2023年における刑法の改正に伴い、性犯罪の被害者の人権への配慮が以前よりも丁寧にされるようになり、「強制性交等罪」や「強制わいせつ罪」が、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」に変更になった。こうした社会の動向もセクシュアルハラスメント相談の内容がより間接性の高いものの増加につながった可能性がある。

また、コロナ禍後には、優位な立場にある男性

が行為者であることが多くなったことは、コロナ禍を挟んだ数年間の間に男女格差が減少して、対等な立場にある男性からの行為が生じにくくなったことが背景にあると推察される。

さらに、感情表出がコロナ禍後に減少したのは、コロナ禍によって他者との情緒的交流の機会が減少したことで、自身の感情への気づきや、他者への感情表出が難しくなったことが影響していると考えられる。

また、要望については、コロナ禍後において行為者に責任を追及する要望が増加している。これも、被害内容と同様、コロナ禍における安全意識の高まりや、性犯罪の規定の変更により、人権意識が高まったことが背景にあると推察される。

本研究では、相談記録にもとづいて分析が行われた。そこで、今後は、相談内容を直接分析することで同じような結果が得られるのかを確認することが求められる。また、コロナ禍後のセクシュアルハラスメントの相談における動向に今後も注視し、コロナ禍前後との比較分析をすることが求められる。さらに、セクシュアルハラスメント以外のハラスメント相談においてもコロナ禍前とコロナ禍後でどのような変化があるのかについても分析し、セクシュアルハラスメントにおける変化との違いも分析することが求められる。

5. 引用文献

- 井ノ崎敦子・後藤龍太・糸林剛志・佐藤健二(2025) コロナ禍前・コロナ禍・コロナ禍後におけるハラスメント相談の変化 SPOD フォーラム 2025 ポスターセッション.
- 佐藤郁哉(2008) 実践質的データ分析入門 新曜社.